3　総合評価に関する事項
⑴～⑵　開発営繕第２号の３⑴～⑵に同じ。
4　入札手続等
⑴　担当部局・担当者
〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課契約係　堂前　貴司　電話(代表)011―709―2311（内線5715）
⑵～⑺　開発営繕第２号の４⑵～⑺に同じ。
5　その他
⑴～⑰　開発営繕第２号の５⑴～⑰に同じ。
6　Summary
⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice adove (No. 2)
⑶　Subject matter of the contract : Electrical insulation work for Hokkaido Prefectural Police School, Sapporo City, Hokkaido, Japan
⑺　Contact point for tender documentation : DOUMAE Takashi Contracts Section, Government Buildings Administration Division, Government Buildings Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, North 8, West 2, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5715

○開発営繕第４号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道警察学校新営（４期）21機械設備工事（電子入札対象案件）(電子契約対象案件)
⑶　開発営繕第２号の１⑶に同じ。
⑷　工事内容　本工事は、警察学校本館、他の新築にあたり機械設備の新設等を行う工事である。
建物用途　警察学校
本館
構造・階数　鉄筋コンクリート造　４階
建物規模　延べ面積　8,686㎡
工事種目　空気調和設備、他　新設一式
講堂
構造・階数　鉄筋コンクリート造　平屋
建物規模　延べ面積　934㎡
工事種目　空気調和設備、他　新設一式
渡り廊下
構造・階数　鉄筋コンクリート造　平屋
建物規模　延べ面積　334㎡
工事種目　消火設備　新設一式
その他
旧講堂、生徒寮⑴　改設一式
⑸～⑽　開発営繕第２号の１⑸～⑽に同じ。
⑾～⑳　開発営繕第２号の１⑿～㉑に同じ。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
⑴　開発営繕第２号の２⑴に同じ。
⑵　北海道開発局における工事区分「管」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「管」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、950点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、950点以上であること。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体としての経営事項評価点数が、950点以上であること。
⑷　開発営繕第２号の２⑷に同じ。
⑸　企業は、平成18年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了したアⅹはイの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社がアⅹはイの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有することとし、他の構成員は、ウの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まないものとする。
なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　より同種性の高い工事
・新設、増設又は改設
㋐　建物用途
住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　工事規模
新設の場合は、新築延べ面積が6,000㎡以上
増設の場合は、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上
改設の場合は、改設した対象床面積の合計が6,000㎡以上
㋒　構造・階数
問わない
㋓　工事種目
空気調和設備のシステム一式（システム一式とは、機器、機材、配管、ダクトの施工及び試験・調整を含む工事とする。）
イ　同種工事１
・新設、増設又は改設
㋐　建物用途
住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　工事規模
新設の場合は、新築延べ面積が3,000㎡以上
増設の場合は、増築部分の延べ面積が3,000㎡以上
改設の場合は、改設した対象床面積の合計が3,000㎡以上
㋒　構造・階数
問わない
㋓　工事種目
空気調和設備
ウ　同種工事２
・新設、増設又は改設
㋐　建物用途
住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　工事規模
新設の場合は、新築延べ面積が1,500㎡以上
増設の場合は、増築部分の延べ面積が1,500㎡以上
改設の場合は、改設した対象床面積の合計が1,500㎡以上
㋒　構造・階数
問わない
㋓　工事種目
空気調和設備
※　上記アからウについては、公共・民間工事を問わない。
※　住宅とは、戸建住宅のほか建築基準法による用途が共同住宅に区分されるものをいう。
⑹　開発営繕第２号の２⑹に同じ。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、工事の始期までに本工事に配置できる技術者であること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に示す金額に満たない場合は専任義務は生じない。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）